

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 外資導入申請書 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431

11
11

(件名) 外資導入申請書(ナ11次)の送付

引用公・電信 日付・番号	
標記申請書7件(46年9月16日から 10月7日まで)、別添リストの通り各1部 送付ます。	
付属添付 <input checked="" type="checkbox"/> 付属空便(音) <input checked="" type="checkbox"/> 付属空便(DP) <input type="checkbox"/> 付属船便(貨) <input type="checkbox"/> 付属船便(郵) <input type="checkbox"/>	
本信送付先: 本信写送付先: 省内写配布希望先:	

在外公館

G A-3-1

(右上) アメリカ局長
参事官
北米支調長
(左上) 振り出し
(左下) 接触印
(右上) 納印
(右下) 46.11.5

復対第507号
1971年10月28日

準備委員会日本国政府代表事務所
公使 吉岡 部 欧
琉球政府 顧問代理瀬長 浩

準備委員会
顧問代理
印

外資導入申請書の送付について
みだじのことについて、1971年9月16日から同年10
月7日までに受理した申請書7件を別紙のとおり送付します。

琉球政府

受付 年月日	受付 番号	種類	国籍	申請概要				備考
				申請人	免許番号	申請外資額	相手方	
1971. 9.16	14-174	新規	香港	シユリロ(チャイナ) リミテッド				万年筆修理サービス所の 運営.
" 9.17.	14-175	新規	日本	日本洋書販売配給 株式会社		\$ 9,000-		①沖縄支店の設置(9,000ドル) ②洋書の輸入卸売業.
9.17	14-176	新規	日本	日本航空開発 株式会社		\$ 600,000.-	首里観光ホテル 株式会社	首里観光ホテル(株)の増資新株 60万ドルの引受け、経営の委託.
10.1	14-177	新規	日本	森永製菓 株式会社		\$ 30,000.-	森永製菓沖縄販売 株式会社	森永製菓沖縄販売(株)の増資 新株3万ドルの取得.
10.5	14-178	修正	米国	サクセット コーポレーション	448	\$ 900,000		認可投資額を100,000ドルから 1,000,000ドルに改められ.
10.6	14-179	修正	米国	エッソ イースタン イン	406	\$ 200,000		島内用液化石油ガス及びナフサの輸出用 石油製品の生産に必要な原油の輸入販賣. 島内用液化石油ガス及びナフサの輸入製品 の輸入、輸出、販売業務の追加.
10.7	14-181	新規	日本	東芝放電線 株式会社		\$ 3,000-	沖縄放電線 株式会社	沖縄放電線(株)の株式 取得 \$ 3,000-
				以上 7 件				

文書課長

秘密表示(朱印)																			
王 著 連 交 通																			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>郵便指示</td> <td>發信用</td> <td>執務用</td> <td>傳 書</td> </tr> <tr> <td>主 信</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>付 附</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				郵便指示	發信用	執務用	傳 書	主 信	3		3	付 附				四			
郵便指示	發信用	執務用	傳 書																
主 信	3		3																
付 附																			
四																			
発送日 昭和46年11月11日 处理日 昭和46年11月11日 発 信 タイ プ 校 査																			
公 信 案 (分類)																			
公信番号 米北1 第259号		公信日付 昭和46年11月11日																	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務密議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和46年11月8日 起案者 森木 電話番号 2466																	
別添申請書は 旨記入別途手渡 費先へ送付いた ります。																			
受信者 沖縄北方対策庁長官		送信者 アメリカ局長																	
郵便番号 大蔵省大臣官房長 通商産業大臣官房長		(希望現送日) 月 日																	
件名 外資導入申請書(7件)の送付(ヤ11次)																			
11 160 外務省																			
GA-2																			

(※印は文書類記入)

**米北1 第259号
昭和46年11月11日**

沖縄・北方対策庁長官殿

外務省アメリカ局長

(件名)
外資導入申請書(7件)の送付(ヤ11次)

引用公・電信 日付・番号

**沖縄復帰準備委員会日本国政府代表より、
標記申請書を送付致しましたので、右申請書を別
添のとおり送付ます。関係省庁に至急呈しを
送付の上、各省庁意見のとりまとめ結果をお方おで
速やかに回報願います。**

※ 付属添付□ 付銀空便(行)□ 付銀空便(DP)□ 付銀船便(貨)□ 付銀船便(郵)□

GA-2-1

外務省

本信写送付先：大蔵省大臣官房長
通商産業大臣官房長

2

GA-4

外務省

(件名)

外資導入申請(第1次)に対する意見送付

引用公・電信
日付・番号

11月2日付貴信第686号

沖縄、北方対策等第1次外資導入申請書
に因り、関係者の意見を別添公信等のとおり
連絡越しに。

つゝは、貴代表より準備委員会米国政府代
表に対する、上記日本政府の意見を、経て文書

(※印は文書記入)

※ 付箋添付 付箋空便(行) 付箋空便(DP) 付箋箱便(貨) 付箋船便(郵)

GA-2-1

外務省

をもって通報ありなく、結果回報あり在し。

GA-4

外務省

總 理 廈

3524

外務省アメリカ局長

沖繩・北方対策庁長官



沖縄進出外資導入申請（第11次）に対する 意見について

標記について、別添のとおり沖繩事務局長あて通知したのでお
知らせします。

沖・北対第4381号

昭和46年12月9日

沖縄・北方対策庁沖縄事務局長 殿

沖縄・北方対策庁長官



沖縄進出外資導入申請（第11次）に対する
意見について

1971年10月28日付復対第507号をもつて琉球政府より復帰準備委員会および外務省を経由して送付のあつた外資導入申請書（写）について関係各省の意見を徵したところ、下記のほかは、とくに意見がない旨申越しがあつたので、琉球政府に対し、その旨すみやかに伝達されたい。

記

サクセント・コーポレーション

1. (厚生省)

当申請については、「昭和45年8月11日付薬発第693号（昭和45年8月19日付沖・北対第1316号）」により

総理府

要望していた点に変更はないので、今回の増資は適当でないと考える。なお、本件については、本土復帰に際しては、本土の方針に副つて認可申請の審査を行なうこととなる旨、申請者に充分に連絡願いたい。

（参考）昭和45年8月11日付薬発第673号

現在、医薬品産業については、外資比率50%までの合併会社の設立は自由化されているが、それ以外の場合は自由化されておらず、かつ、当省の外資案件に関する個別審査の方針としても、外資比率が50%をこえる医薬品製造業（下請により製造するものを含む。）については、設立を認めないこととしている。

従つて、クラフリン株式会社の設立については、琉球政府が本土政府と同様の方針に基づき、次のいずれかにより処理されることを要望する。

(1) クラフリン株式会社の事業目的から「医薬品の製造」を削除させたうえ、認可すること。

(2) クラフリン株式会社を、外資比率50%以下の合併会社とさせたうえ、認可すること。すなわち、琉球（又は本土）医薬品製造業者の50%以上の資本参加を前提条件とすること。

なお、クラフリン株式会社の事業目的には、文面上「医薬

総理府

部外品」の製造販売は入っていないものと解せられるが、「化粧品」、「関連製品」等のなかに「医薬部外品」が入っていることが確認された場合には、その製造について、「医薬品」の製造についての処理と同様に取り扱われるよう要望する。

2(通商産業省)

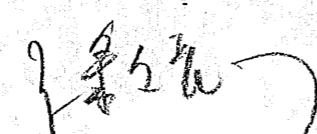
当申請に係る免許証の条項修正(投資額増加)について許可されることについては、慎重を期せられるよう望みます。

(理由)

本会社の営む事業のうち化粧品については、50%自由化業種であり、未進出大外資も多いため本会社について100%進出を認めるることは将来に大きな問題を残すこととなる。

本会社については、復帰後外資比率等存続の条件につき調整する必要がある。

總理府

秘密表示(朱印)													
<table border="1"> <tr> <td>部数指示</td> <td>免信用</td> <td>執務用</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>主 旨 付 属</td> <td>1 付 付 付</td> <td>0 付 付</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">付属添付</td> </tr> </table>		部数指示	免信用	執務用	備考	主 旨 付 属	1 付 付 付	0 付 付		付属添付			
部数指示	免信用	執務用	備考										
主 旨 付 属	1 付 付 付	0 付 付											
付属添付													
発送日 昭和46年12月15日 处理日 昭和46年12月15日 発信、 タブレット 検査													
文書課長													
公信案 (分類)													
公信番号	米北1第294号												
公信日付	昭和46年12月14日												
大臣	主 管												
政務次官	起案 昭和46年12月13日												
事務次官	アメリカ局長												
外務審議官	○ 参事官												
外務審議官	北米第一課長												
官房長	起案者 電話番号 経四 2498												
協議先													
													
受信者	発信者												
在沖縄 通商大便	福岡外務大臣												
写送付先	(希望宛送)												
月 日													
件名													
外資導入申請(才11次)に対する意見送付													
GA-2													
外務省													
14 113													
回覧番号 3190													

米北1第294号
昭和46年12月14日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)
外資導入申請(才11次)に対する意見送付

引用公・電信
日付・番号
11月2日付貴信才686号

沖縄、北方対策方針、才11次外資
導入申請書に關し、関係者の意見を
別添公信写しのとおり連絡致した。

ついては貴代表 殿 準備委員会
米国政府代表に對し、上記回函

(※印は文書課記入)

* 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

THE OFFICE OF THE JAPANESE GOVERNMENT REPRESENTATIVE
TO THE PREPARATORY COMMISSION IN OKINAWA

1-2, Tenpi-cho, Naha Tel: 8-4350~2

21 December 1971

Minister Robert A. Fearey
Civil Administrator
U S Alternate Representative
to the Preparatory Commission

Dear Mr. Fearey:

In accordance with the procedures set forth in paragraph 6 of the Report, dated 5 August 1970, from the Alternates to the Preparatory Commission, I would like to inform you that the Government of Japan has no particular comment to make with regard to the applications for foreign investment, submitted to the Government of the Ryukyu Islands from 16 September to 7 October 1971, except on the following case:

Saxet Corporation

1. It is the policy of the Japanese Government not to approve an application for the establishment of a drug and medicine joint corporation with over 50 percent of foreign capital. This applies when individual reviews are made by the Ministry of Health and Welfare on various foreign applications.

About a year and a half ago, when the Saxet Corporation first applied for a permit for the establishment of its subsidiary on Okinawa, the Ministry advised the GRI to have the applicant either delete the "production of drugs and medicines" from its business activities or lower its foreign capital ratio down to or below 50 percent. It was also the advice of the Ministry that if the subsidiary company plans to produce bandaging materials also, the same amendments mentioned above should be made to the articles in the application. The GRI, however, granted a permit to the applicant without complying with the said advice.

Therefore, the conclusion of the Ministry of Health and Welfare is that it is not appropriate for the GRI to approve the capital increase application in the present form. Furthermore, the Ministry would like to ask the GRI to remind the Saxet Corporation that upon reversion they will have to make application for GOJ approval in accordance with certain requirements.

2. Because the cosmetic industry is only 50 percent liberalized and, in addition, because the Ministry of International Trade and Industry holds many applications by big foreign companies still pending on the waiting list for coming into Japan, the approval of the entry of companies like the Saxet Corporation with 100 percent of foreign capital would cause a

Minister Robert A. Fearey

- 2 -

21 December 1971

big problem in the future. It is necessary that after reversion appropriate adjustment be made with this company in regard to the requirements for the continuation of its business activities, in particular, regarding its foreign capital ratio.

Therefore, it is the hope of the MITI that the GRI will exercise utmost caution and care in dealing with this application for amendment of the license articles for a capital increase.

Sincerely,

Ichiro Yoshioka
Minister
GOJ Alternate Representative
to the Preparatory Commission